

第六十四号議案

江戸川区立虹の家の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十五年九月二十四日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立虹の家の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立虹の家の指定管理者を次のように指定する。

<p>名 称</p>	<p>指 定 管 理 者</p>		<p>名 称</p>	<p>指 定 の 期 間</p>
<p>江戸川区立虹の家</p>	<p>練馬区大泉学園町七丁目一 二番三号</p>	<p>社会福祉法人章佑会 理事長 馬場 康雄</p>	<p>平成二十六年四月一日から平 成三十一年三月三十一日まで</p>	

（説明）

江戸川区立虹の家の指定管理者を指定する必要があるのです、本案を提出いたします。